

一般社団法人 東京都建築士事務所協会

文京支部 細則

一般社団法人 東京都建築士事務所協会
文京支部細則

昭和51年2月制定
昭和58年3月改正
平成3年4月改正
平成6年5月改正
平成14年12月改正
平成28年5月18日改正

目 次

第一章	総 則	第 1 条		
第二章	会 員	第 2 条		
第三章	会 費	第 3 条		
第四章	役員等	第 4 条		
第五章	互 助	第 5 条		
第六章	褒 章	第 6 条		
第七章	雑 則	第 7 条	第 8 条	第 9 条

第一章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は規則第24条によりこれを定める。

第二章 会 員

(特別会員)

第2条 特別会員は次の3種とする(本会定款細則第3条)。

- (1) 推薦会員
- (2) 会友会員
- (3) 学経会員

第三章 会 費

(会 費)

第3条 会員は次の支部会費をおさめなければならない。

- (1) 正会員 本会徴収
- (2) 特別会員 本会徴収
- (3) 支部特別会員 年額 12,000円

(4) 支部賛助会員 年額 15,000 円

- 2 支部特別会員は、正会員として5年以上在籍した会員で、支部活動を通して支部に貢献し、退会後、または、会員事務所から退所後、支部が認める事情による支部活動の継続を希望するとき、支部が認める支部特別会員とする。支部特別会員は、個人であり、役員会の承認、および、例会の議決承認を得るものとする。
- 3 支部賛助会員は、建築士事務所としての設計活動外の業務を主な業務とする会社・事務所等が、支部活動に賛同し協力・賛助を行う会員とする。支部賛助会員は、役員会の承認を得るものとする。
- 4 文京区役所事務所名掲示板は、更新等の場合は実費精算とする。
5. 入会に際し事務所名掲示板作成料（区役所掲示）は、実費精算を原則とする。

第四章 役員等

(役員選出)

第4条 規則第8条第1項の規定による役員選出は次による。

2. 総会に於いてあらかじめ詮衝委員（若干名）を選出し支部長、副支部長を推薦し、総会の議決を得る。
3. その他の役員は支部長、副支部長が推薦し、これを定める。

第五章 互助

(慶弔金)

第5条 正会員、特別会員及び準会員が次の各号に該当したときに慶弔を行う。

- 1) 正会員、特別会員及び準会員が死亡された時
花輪＋¥30,000 円
 - 2) 正会員、特別会員及び準会員が入院加療された時
¥10,000 円
 - 3) 正会員、特別会員及び準会員の事務所が莫大な災害を受けた時
¥30,000 円
 - 4) 正会員、特別会員及び準会員の配偶者が死亡した時
¥10,000 円
 - 5) 正会員、特別会員の所属する事務所長が死亡した時
¥10,000 円
-
2. 賛助会員（個人、法人代表者）が死亡した時
¥10,000 円
 3. その他慶弔については役員会に図り決定する。

第六章 褒 賞

(表 彰)

第6条 支部に於いて永年にわたり会の事業目的に協力した会員を役員会の協議によりこれを表彰する事が出来る。

第七章 雑 則

(職務報酬)

第7条 役員及び本部理事が支部業務の施行に要した経費として、金額については役員会に諮り支部総会にて基準額を決定する。

2. 正会員がブロック会その他、会費を要する会議に出席するときは、支部に於いて会費の一部を負担する。

(金額については役員会に諮り決定する)

(改 正)

第8条 この規則の改正は支部総会に於いて出席正会員（委任状含む）の4分の3以上の同意を得なければならない。

(疑 義)

第9条 この規則で特に明示してない事項は、すべて東京会（法人）の細則に準拠する。